

港区立みなと図書館、港区立麻布図書館、港区立赤坂図書館の管理運営に関する 基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とナカバヤシ株式会社（以下「乙」という。）は、港区立みなと図書館、港区立麻布図書館、港区立赤坂図書館の管理運営に関して、令和6年3月15日に締結した「港区立みなと図書館、港区立麻布図書館、港区立赤坂図書館の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

- 1 原協定書第17条第2項並びに第31条第2項、第3項、第4項を次のように改め、第5項を削除する。

（本施設の改修等）

第17条

- 2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

（指定管理料）

第31条

- 2 指定管理料の額は、年度ごとに予算の範囲内とし、支払の方法とあわせ、別途年度協定で定める。
 - 3 指定管理料は、職員人件費、光熱水費、修繕費、事業運営費、施設管理経費及びその他経費の区分により構成するものとする。
 - 4 乙は、次に掲げる指定管理料の余剰金等について、甲に返還するものとする。
 - (1)職員人件費、光熱水費及び修繕費の余剰金
 - (2)事業計画で掲げた事業の全部又は一部を履行しなかったことによる執行残額
- 2 原協定別添「業務基準書」を別紙のように改める。
 - 3 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
 - 4 本変更協定書は令和8年4月1日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月13日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会
教育長 新宮弘章

乙 東京都板橋区東坂下二丁目5番1号
ナカバヤシ株式会社 東京本社
本社長 淡路克浩

業務基準書 新旧対照表

変 更 後	現 行
(前略)	(前略)
4 業務の範囲	4 業務の範囲
(4) 施設の維持管理	(4) 施設の維持管理
ア 施設及び付属設備の管理に関する業務	ア 施設及び付属設備の管理に関する業務
(オ) 震災・風水害及び新型インフルエンザ等が発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」を踏まえ、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。	(オ) 震災及び新型インフルエンザ等が発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」を踏まえ、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、 <u>従事職員用の食料等の確保</u> や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。
(中略)	(中略)
5 管理運営の基準	5 管理運営の基準
(中略)	(中略)
(2) 区が定める指針等への対応	(2) 区が定める指針等への対応
(中略)	(中略)
ウ 防災・危機管理対応	ウ 防災・危機管理対応

(中略)

(エ) 災害等に際して、従事職員及び一時的に施設に滞在することになった利用者の食料や飲料水等（3日分を目安）を購入し、適切に管理すること。指定期間満了時において消費期限を超えていない物資については、次期指定管理者に引き継ぐこと。

(オ) 災害時は、区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。

(カ) 区の方針等を踏まえ、区と連携して施設における感染予防策を実施するとともに、感染症発生時には区の指示に基づき感染拡大防止に取り組むこと。

(中略)

セ 公益通報対応

指定管理者は、公益通報保護法（平成16年法律第122号）に基づき区が設置する公益通報窓口について、職員に周知するとともに、職員が公益通報したことを理由に、解雇、減給等の不利益な取扱いをしないこと。

ソ その他、区が定める方針やガイドライン等を十分に認識の上、施設の管理・運営において、積極的に区と連携すること。

(中略)

(中略)

(エ) 災害時は、区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。

(オ) 区の方針等を踏まえ、区と連携して施設における感染予防策を実施するとともに、感染症発生時には区の指示に基づき感染拡大防止に取り組むこと。

(中略)

セ その他、区が定める方針やガイドライン等を十分に認識の上、施設の管理・運営において、積極的に区と連携すること。

(中略)

(中略)

(5) 区と指定管理者の管理責任の分担

項	目	内	容	管理責任分担	
				区	指定管理者
11	施設の 損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円以下のもの）		○

(後略)

(5) 区と指定管理者の管理責任の分担

項	目	内	容	管理責任分担	
				区	指定管理者
11	施設の 損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円以下のもの）		○

(後略)